

議案第 1 1 号

北本市行政手続条例の一部改正について

北本市行政手続条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市行政手続条例の一部を改正する条例

北本市行政手続条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 行政指導（第 3 0 条－第 3 5 条）」

を

「第 4 章 行政指導（第 3 0 条－第 3 5 条の 2）」

第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 5 条の 3・第 3 5 条の 4）」

に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める。

第 3 4 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

- (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。以下この条及び第35条の4において同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

(処分の求め)

第35条の3 何人も、条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項
- (5) 当該処分がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない。

(行政指導の求め)

第35条の4 前条の規定は、行政指導について準用する。この場合において、同条第1項中「条例等」とあるのは「法令」と、「当該処分をする権限を有する行政庁」とあるのは「当該行政指導をする権限を有する市の機関」と、同条第2項第2号中「条例等」とあるのは「法令」と、同項第4号中「条例等」とあるのは「法律又は条例」と、同条第3項中「行政庁」とあるのは「市の機関」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(北本市税条例の一部改正)

2 北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第6号」を「第2条第7号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

(北本市都市計画税条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第34条第3項」を「第34条第4項」

に、「第 3 4 条第 2 項」を「第 3 4 条第 3 項」に改める。

(1) 北本市都市計画税条例（昭和 4 6 年条例第 2 8 号）第 7 条第 2 項

(2) 北本市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）第 2 6 条
第 2 項

(3) 北本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）第 1 1 条第 2 項